

標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業 補助金交付規則 組合研修資料

標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業補助金交付規則

【説明】

この制度は、下記の規則、要綱の適用を受ける。

- ・ 標茶町特定受益者取扱要綱（平成4年標茶町訓令第2号）
- ・ 標茶町各種団体等運営及び事業補助金交付規則（昭和63年標茶町規則第21号）

（目的）

第1条 この規則は、新たに創業を目指す者に対し、開業経費の一部に対し支援し、本町における産業及び雇用の創出を図り、もって本町経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）起業家 新たに創業を目指し、実際に事業に着手する者
- （2）創業 個人又は法人が、新たに店舗、事務所及び事業所を開設し、商業若しくはサービス業に該当する事業を開始すること。
- （3）町内事業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条の規定に該当する者で、町内に引き続き1年以上住所を有している者

【説明】

- ・ 創業の定義としては、新たに店舗や事務所等を開き、商業・サービス業を行うことで空き店舗対策の解消を図る。今まで個人で又は法人で事業展開してきた方も対象とし事業拡大のため異業種を展開する者についても新たに店舗や事務所等を開き、商業・サービス業を行うことであれば対象。何年か休業状態であった個人が、新規に事業を開始する者でも店舗等を開設すれば対象とする。
- ・ 商工会法（昭和35年法律第89号）

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、創業する起業家であって、次の各号に該当するものとする。

- （1）町税等（標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）及び標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）に基づく町税）の滞納がない者
- （2）本町に居住し、申請日において満20歳以上の者又は本町に本店所在地又は支店等の事務所、事業所を有する法人
- （3）本町で事業を営む者
- （4）第4条第1号から第4号及び第6号に規定する補助対象経費の50パーセント以上を町内事業者から調達又は購入する者。ただし、正当な理由がある場合で、町長が特別に認める場合にはこの限りでない。
- （5）町長が特別に認めた者

【説明】

- ・ 税金（町民税、軽自動車税、固定資産税、国保税など）
- ・ 本町での居住期間はあえて明示していないが、実際に居住していることが必要。
- ・ 「特別に認めた者」については、現段階で想定している者は町税等の完納はしていない（滞納がある）が、納入誓約書を提出し、これを正しく履行していること、また徴収猶予中であること、滞納処分の執行を停止中であることなどが考えられる。標茶町物品購入等取扱要綱（昭和 60 年標茶町訓令第 18 号）別表の適用を参考とした。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設を運営する者
- (2) 法人において、社名又は代表者変更で事業する者
- (3) 親に代わって、子又は親族が経営者となる者
- (4) 仮設テント、仮設店舗で事業をしようとする者
- (5) 日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる遊興飲食店、貸金業を営もうとする者
- (6) 標茶町振興条例（昭和 63 年標茶町条例第 13 号）第 5 条又はその他本町の制度により助成金若しくは補助金の交付を受ける者
- (7) その他町長が適切でない判断する事業をしようとする者

【説明】

- ・ 風営法については、いわゆる公序良俗に反するものに対する規制。
- ・ 仮設テントとはいわゆるイベントテント、仮設店舗とは、その設置期間が 1 年未満の者
- ・ 遊興飲食店については、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール等。
- ・ 標茶町振興条例、同規則を参照。
- ・ (6) では標茶町からの補助金・助成金のダブル補助を除外規定としている。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費は、次に定める創業に必要な経費の合計額とする。ただし、当該経費で国、道その他の機関等から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得、整備したものについては当該経費から補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

- (1) 店舗等改装工事費
- (2) 設備費
- (3) 開業に伴う広告宣伝費
- (4) 備品購入費
- (5) 空店舗、駐車場等の賃借料（最高 6 月分）
- (6) その他町長が必要と認める経費

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、55 万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、標茶町 GOGO チャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて原則として補助金の交付の対象と

なる事業(以下「補助事業」という。)を行う 10 日前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 創業計画書 (別記様式第 2 号)
 - (2) 納税確認書
 - (3) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づく住民票又は外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) に基づく登録原票記載事項証明書
 - (4) 創業に係る経費の見積書 (請負契約書の写し、購入備品等の見積書の写しなど)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助の決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請を受理した時は、その内容を審査し、補助の可否を決定し標茶町 G O G O チャレンジショップ支援事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (別記様式第 3 号) により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査及び決定のために必要に応じて委員会を置くことができる。

3 前項の委員会は関係課長等をもって構成し、補助対象事業及び内容を審査し、補助決定のための調査をすることができる。

(交付の条件)

第 8 条 町長は、補助金の適正な交付と目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) が既に交付申請の際に提出した書類の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、標茶町 G O G O チャレンジショップ支援事業補助金変更 (中止) 承認申請書 (別記様式第 4 号) を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第 10 条 町長は前条の申請を受け、その理由についてやむを得ないものと認めたときは、標茶町 G O G O チャレンジショップ支援事業補助金変更承認通知書 (別記様式第 5 号) により通知するものとする。

【説明】

- ・ この制度において、補助事業の完了とは、開業の準備・工事が完了し開業した時点をいう。

(実績報告等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに標茶町 G O G O チャレンジショップ支援事業補助金実績報告書 (別記様式第 6 号) に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書 (工事、購入備品などの領収書)
- (2) 補助対象経費に係る完成写真 (工事写真、改造写真、備品購入写真など)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(検定及び補助金の交付)

第 12 条 町長は、前条の届出を受理したときは、当該事業について検定を行うものとする。

2 補助金は、前項の検定の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときに交付する。

(報告又は調査)

第 13 条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は担当職員をして実地に調査させることができる。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助の措置を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定に係わらず、平成21年3月31日以前に行われた申請、手続きその他の行為については、なお従前の例による。